

車両サポート

【車両サポート】

レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故をサポートいたします。

◆サポート金額 ※サポート制度を年間に複数回使用された場合、サポート料、及びお客様負担金がアップする場合がございます。



対象機種	サポート内容 ※詳細は3-5ページ参照	お客様負担金 (1事故)
レンタル車両 (ライトバン、軽ダンプ、軽ワゴン、 ダンプカー、クレーン付トラック等)	対人賠償責任	無制限
	対物賠償責任	最高1,000万円
ナンバー付建設機械 (タイヤショベル、ローラ等)	車両損害	盗難・全損時は時価額 部分損害はその実損額
	搭乗者傷害	最高1,000万円
	自損事故	最高1,500万円

◆サポート対象事故

《対人賠償責任サポート》

レンタル車両を通常の運転中^(※2)に、第三者(他人)に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対人賠償責任サポートで定めるサポート範囲内)をサポートいたします。 ※2 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

《対物賠償責任サポート》

レンタル車両を通常の運転中に、第三者(他人の財物)に対して発生した損害に対して、負担すべき法律上の賠償責任(対物賠償責任サポートで定めるサポート範囲内)をサポートいたします。

《搭乗者傷害サポート》

レンタル車両の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被られたときにサポートいたします。傷害時には医療サポート金として、通常生活が可能になるまでに要した入院及び通院日数(事故の日から180日を限度)に対して、定額でサポートいたします。

《車両本体サポート》

1. レンタル車両を通常の運転中に発生した事故による損害。
2. レンタル車両を保管中及び使用中における火災による損害。
3. レンタル車両を保管中及び使用中における水災による損害。
4. レンタル車両を保管中及び使用中における盗難による損害。
5. レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害。

《自損事故サポート》

電柱に衝突したり、がけから転落する等の自損事故で、運転者又は搭乗中の方が死傷し、自賠責保険による補償が受けられない場合にサポートいたします。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタピラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照。

《車両本体サポート》

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)。
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用(クレーンの吊上げ重量制限を越えた等)、及び不適当な使用(用途外使用)による損害。
4. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等(許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害等)。
5. 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)での盗難による損害。
6. タイヤ等消耗品、管球類(ライト等)、荷台及びあおりの損害。
7. トランスミッション(変速機)単体の損害。
8. 積載重量オーバー(過積載)による事故。
9. 道路交通法違反が原因での損害。(高さ・長さ・巾制限を越えた事故等を含む)
10. クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。
11. 故障損害やその他電氣的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼け等)。
12. 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。
13. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
14. 凍結による損害。(ラジエーター等)
15. 詐欺・横領による損害。
16. 盗難時所轄警察への届け出がなかった場合。
17. 部品の部分盗難。
18. 積荷の損害。

《対人賠償責任サポート・対物賠償責任サポート》

1. 事故を起こした本人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
2. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。^(※3)
3. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合
4. 運転者の会社(JV及び共同作業従事者を含む)及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害。
5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等)
6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
7. 人身事故で所轄警察へ人身事故届が出されていない場合。(対人)

※3 【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合サポート対象とはなりません。

《搭乗者傷害サポート》

1. 治療に要した実費。
2. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害。
3. 明らかな重過失による後遺障害または傷害。
4. 後遺障害のサポート額は、程度により異なります。(1,000万円限度)
5. 正規の乗車装置以外(バケット内荷台等)に乗車中の事故による後遺障害、又は傷害。

《自損事故サポート》

1. 無免許運転又は酒酔い・麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合にその本人について生じた傷害。
2. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。
3. 対象自動車の使用について、被サポート者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。